

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和元年台風第19号の災害に伴う緊急撮影(吉田川地区)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 黒川 純一良 茨城県つくば市北郷1番
契約締結日	令和1年11月11日
契約の相手方の氏名及び住所	日本海コンサルタント・航測共同企業体 石川県金沢市泉本町2丁目126番地
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	3,850,000円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	3,872,000円
随意契約によることとした理由	<p>本作業は、令和元年10月12日から13日にかけて東日本を縦断した台風第19号による記録的な大雨により、関東甲信・東北地方の広範囲で堤防決壊、河川氾濫等の甚大な被害が発生した地域の被災状況等の情報を正確かつ迅速に収集・把握するために斜め写真を撮影する作業である。</p> <p>今回の大雨による被災状況を正確かつ迅速に収集するため、緊急撮影が必要となるが、被災地域が広範囲のため、くにかぜⅢの直営による写真撮影だけでは困難であることから、外注による「吉田川地区」の斜め写真撮影を実施する。</p> <p>本作業は、緊急性が高いことから、当院と(公財)日本測量調査技術協会との間で締結している「災害時における緊急撮影に関する協定書」に基づき同地区の緊急撮影を実施することとした。</p> <p>本協定書に基づき、(公財)日本測量調査技術協会に対して本作業へ対応可能な者の調査を依頼したところ、報告されたところは1者であった。同協会より提出された、優先順位が付された「緊急撮影対応可能会社調査結果一覧」及び「緊急撮影対応可能会社調査票」に記載されている地理的条件等を勘案し、契約の相手方を選定した。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、日本海コンサルタント・航測共同企業体と随意契約をするものである。</p>
備考	